

# 会社法制(企業統治等関係)の見直しに向けた会社法改正について

～ 株主総会に関する規律の見直し 株主総会資料の電磁的方法による提供 ～

執筆者: 弁護士 設楽 公晴

October 2019

## In brief

本年10月18日、政府は、第200回国会(臨時国会)に、『会社法の一部を改正する法律案』を提出しました(以下、「本改正法案」といいます。)。本改正法案は、本年1月16日、法務省法制審議会の会社法制(企業統治等関係)部会(以下、「部会」といいます。)によって決定された後、翌2月14日、法制審議会総会で承認された『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案』(以下、「要綱案」といいます。)に基づいています。

本改正法案が取り扱う会社法改正は、(1) 株主総会に関する規律の見直し、(2) 取締役等に関する規律の見直し、そして、(3) その他の事項に大別されます。

本ニュースレターでは、本改正法案による上記(1)株主総会に関する規律の見直しのうち、株主総会資料の電子提供措置が導入された点にフォーカスします。

## In detail

### 1. 電子提供措置

現行会社法において、株式会社は、原則として、その株主に対し株主総会のための資料(株主総会参考資料、および、議決権行使書面)を「書面」の交付という方法で提供すべく義務づけられています(法301条2項、299条3項)。その例外として、会社が株主の個別の承諾を得たときは、これら資料を電磁的方法で提供することが許されますが、いったん株主の個別の承諾があった場合でも、その後、株主から会社に対し、「書面」の交付請求があると、会社は改めて総会資料を「書面」の方法で交付しなければなりません。

こうした法制度は、もともと株主の権利を守ろうという発想に出ていることは容易に想像できます。しかし、株主総会における議事内容の複雑化、精緻化、そして、大量化が顕著になった昨今では、株主総会の資料を印刷して交付(現実的には郵送)するという方法は、かえって株主の十分な議案検討を阻害してしまいます。インターネットの普及、IT技術の進歩、そして、電子機器の大衆化が進んだことにより、むしろ、株主総会の資料は、インターネットを介し電子文書として提供されるほうが圧倒的に迅速かつ便利になりました。株主構成の国際化が進む上場企業ではなおさらです。こうした時勢の変化及び技術進歩に対応して株主の議決権行使を強化し、ガバナンスを実効化するという観点から、これまでの原則・例外を転換し、株主総会資料の電子提供を積極的に推し進めることになったのが本改正法案です。

本改正法案は、株式会社が株主総会(種類株主総会を含みます。)のための資料につき「電子提供措置」をとる旨の定款の定めを置くことによって、株主から個別の承諾を得ることなく、株主総会に関する資料を電磁的方法で提供することを可能にしました。この「電子提供措置」とは、電磁的方法により株主(種類株主総会

を招集する場合には当該種類の株主に限ります。)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、具体的な方法は法務省令で定められますが、例えば、自社ウェブサイトへの掲載や EDINET の利用が想定されています(なお、有価証券報告書を EDINET 経由で提供した場合は、同報告書記載の情報は電子提供措置が免除されます)。株式会社が「電子提供措置」に関する定款規定を設けた場合には、株主の個別同意がなくても、①株主総会参考書類、②議決権行使書面、③計算書類・事業報告、④連結計算書類を電磁的方法によって提供できるようになりました。この電子提供措置をとる旨の定款規定は登記されま

す。

さらに、振替株式を発行する会社(たとえば、株式上場を計画している株式会社)は、電子提供措置を定款で定めることが義務づけられます。つまり、新たに株式を上場しようとする会社は、株式上場までに電子提供措置を取る旨を定款に設ける必要が生じます。そして、改正法の時点ですでに振替株式を発行している会社(たとえば、既存の上場会社)は、電子提供措置に関する定款規定があるとみなされるため、法改正後、最初の株主総会を招集する際、その資料を自社ウェブサイト等で提供するとともに(ただし、当該株主総会の会日が改正法施行日から6か月以内である場合は、なお従前の手続に従って招集できます。)、当該株主総会において定款変更を行う必要が生じます(改正振替法 159 条の 2、附則 10 条 2 項)。これは、人的、物的規模が大きく、多数の株主が存在し、かつ、事業内容が高度かつ複雑化している上場会社では、株主総会に関する資料の提供を電子提供措置によって行うべく義務づけることが、コーポレート・ガバナンスの観点から望ましいと考えられたからです。

この電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日又は株主総会通知(法 299 条 1 項)を発した日のいずれか早い日から、株主総会の日後3か月を経過するまでの期間、継続して行わなければなりません。この「株主総会の3週間前の日」という始期は、株主総会における議決権行使をより適切に行い得るように、招集通知発送のための法定期限より早く定められましたが、上場企業では、かえって株主総会のための資料が開示されてから株主総会会日までの期間が現行法下での実務運用より短くなってしまいかねません。このため、法制審議会総会では、要綱案の承認にあたり、「金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために電子提供措置を株主総会の日の3週間前よりも早期に開始するように努める旨の規律を設ける必要がある」という附帯決議が行われました。

万一、株式会社がその定款で電子提供措置をとる旨の規定を定めたにもかかわらず、その規定に違反して電子提供措置をとらなかったときは(種類株主総会に準用される場合も同様。)、当該株式会社の取締役等は100万円以下の過料に処せられます(改正会社法 976 条 19 号)。

## 2. 株主総会の招集の通知等の特則

現行会社法では、株主総会の招集通知は、原則として、株主総会の会日の2週間前までに株主に向けて発しなければなりません(ただし、公開会社でない株式会社の場合は、招集通知に書面又は電磁的方法による議決権行使に関する事項を定めた場合を除き、この期間は「1週間前」とされ、当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社であれば、定款でその期間をさらに短縮できます。会社法 299 条 1 項)までに株主に向けて発しなければなりません。本改正法案では、電子提供措置をとることを定款に定めた株式会社では、公開、非公開の別に関わりなく、この期間は株主総会の会日の「2週間前」に統一されます。

また、株式会社が電子提供措置をとる場合、株主総会の招集通知の記載や添付書類を省略し、それらを電子提供措置によって開示することを認め、招集通知の簡略化を図っています(改正会社法 325 条の 4 第 2 項・第 3 項)。

このほか、電子提供措置をとる株式会社の株主が議案提案権を行使し、会社に対しその議案の要領を株主に通知するように請求した場合には(会社法 305 条 1 項)、その議案の要領は、招集通知に記載・記録されるのではなく、電子提供措置によって(つまり、ウェブサイトへの掲載等の方法によって)株主に開示されることになりました。

ところで、前項に述べたとおり、電子提供措置が定款に定められても、株式会社が、株主の個別の承諾なくして、電磁的方法で提供できるようになるのは株主総会に関する資料に限られます。対照的に、電子提供措置が定款に定められたとしても、招集通知の発送方法まで変更できるわけではありませんので留意する必

があります。このように、電子提供措置を導入しても、招集通知を電磁的方法によって発するためには、やはり株主の個別の承諾を得る必要があります(会社法 299 条 3 項)。

### 3. 書面交付請求

電子提供措置をとることが定款に定められても、株主は、書面による通知の代わりに電磁的方法によって通知を発することを承諾している場合を除き(会社法 299 条 3 項)、当該株式会社に対し「電子提供措置事項」を記載した書面を交付するように請求できます(書面交付請求)。種類株主総会について準用される場合も同様です(会社法 325 条)。

また、株式会社が振替株式を発行している場合、加入者(振替法 2 条 3 項)は、次の①ないし④の振替株式の発行者に対する書面交付請求を、その直近上位機関を経由して行使することができます。そしてその場合、振替法 130 条 1 項にかかわらず、書面交付請求をする権利を株式の発行者に対抗できるとされました(改正振替法 159 条の 2 第 2 項)。

- ① 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式。
- ② 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの。
- ③ 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの。
- ④ 当該加入者が振替法 155 条 3 項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座(同条 1 項参照)に記載又は記録がなされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの。

つまり、振替株式に関する書面交付請求は、口座管理機関及び振替機関を経由し、株式会社(株主名簿管理人)に対して行うという設計になっているのです。なお、株主が複数銘柄の振替株式を保有する場合、当該株主は、①銘柄ごとに各別に書面交付請求するか否かを選択できるという案と、②保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求できるとする案が検討されています。

ところで、「電子提供措置事項」とは、①株主総会の日時・場所、目的たる事項、書面又は電磁的方法による議決権行使に関する事項(会社法 298 条 1 項各号)、②書面による議決権行使を認める場合は株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項、③電磁的方法による議決権行使を認める場合は株主総会参考書類に記載すべき事項、④株主から議案の提案があった場合における議案の要領、⑤取締役会設置会社である株式会社が定時株主総会を招集するときの計算書類・事業報告に記載される事項、⑥会計監査人設置会社である株式会社が定時株主総会を招集するときの連結計算書類記載事項、および、⑦これら①ないし⑥を修正した場合においてはその旨及び修正前の内容が含まれます。この電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部は、交付する書面に記載しなくてもよい旨をあらかじめ定款に定めることにより、書面交付義務から除外することが許されます。「法務省令で定めるもの」は、今後、会社法施行規則の改正によって定められる予定ですが、株主の議決権行使にとっての重要性が相対的に低い事項が指定されるものと予想します。

また、いったん株主が書面交付請求を行っても、当該書面交付請求の日から1年が経過すると、当該株式会社は当該株主に対し書面の交付を終了することを通知し、かつ、それに異議がある場合は1か月以上の期間(催告期間)を設けて異議を述べるべきことを催告できます。この通知と催告を受けた株主が催告期間内に異議を述べないとき書面交付請求は効力を失います。逆に、株主が異議を述べたときは、書面交付請求の効力はそのまま維持されます。

### 4. 電子提供措置の中断

既述のとおり、電子提供措置をとる株式会社は、電子提供措置期間中、継続して電子提供措置をとり続ける必要があります。しかし、実際には、電子提供措置期間中、電子提供措置が「中断」することがあります。この「電子提供措置の中断」とは、①株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなること、または、②当該情報がその状態に置かれた後変更されることをいいます。

現行会社法は、電子公告についてこれと似た状況が発生し、ウェブサイトが使用するサーバーがダウンして公告事項がウェブサイトに掲載されない期間が生じたり、ハッカーやウイルス感染によって公告内容が改ざんされたりした場合に救済規定を設けています。電子提供措置についても、その「中断」が比較的軽微な場合には株主総会資料の電子提供措置の効力に影響を及ぼさないようにする救済措置が用意されます。具体的には、次の要件①ないし④すべてを満たす場合には、電子提供措置の中断があっても、当該電子提供措置の効力に影響を受けません(つまり、株主総会招集手続の瑕疵にはなりません)。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がない、または、株式会社に正当な事由がある(改正会社法 325 条の 6 第 1 号)。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が、電子提供措置期間の 10 分の 1 を超えない(同条第 2 号)。
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の 10 分の 1 を超えない(同条第 3 号)。
- ④ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨を電子提供措置の中断が生じた時間および電子提供措置の中断の内容である情報について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとっている(同条第 4 号)。

こうした電子提供措置の中断に関する規定は、種類株主総会にも準用されます(改正会社法 325 条の 3 ないし 325 条の 6)。

## 5. 最後に

平成 26 年以来、わが国で議論されてきたコーポレート・ガバナンス強化に向けた制度改革は、しばしば、産業界の意向を忖度しすぎるあまり、改革の重要な部分が骨抜きにされてきたきらいがあります。その結果、わが国の会社法制には、ガバナンスの観点からみて非効率な部分がいまだ残っていることは否定できません。

本改正法案に基づく一連の制度改革によって、株主によるコーポレート・ガバナンスを効率化しようという機運が飛躍的に高まることを期待しています。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: [pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com](mailto:pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

### 弁護士

設楽 公晴

03-5251-2693

[kimiharu.shidara@pwc.com](mailto:kimiharu.shidara@pwc.com)

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。